

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS 太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

1545 02/1/15

¥200

年頭2002

日米安保体制の再検討を

梅林宏道(ピースデポ代表)

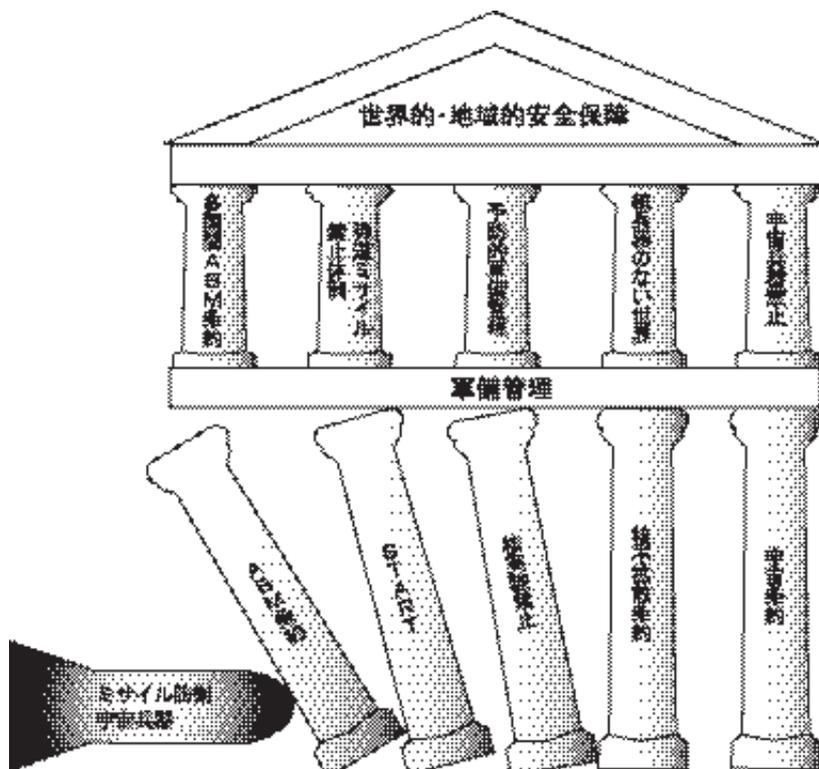
2001年、世界は暗転した。
もっとも豊かでもっとも強大な軍隊をもつ国が、自国の利益のみを振りかざす専横を行っているのが、現在の地球の姿である。米国防省の文書上の言葉であった「究極の優勢」が現実のものになろうとしている。
「宇宙船地球号」という言葉で表さ

れた、地球を一つのコミュニティとする未来の描き方があった。「宇宙船地球号」は気球のイメージで描かれる。米国が構想するものは「宇宙戦艦地球号」というハイテク精密支配の帝国である。
日米安保体制は、まったく違った文脈に置かれ始めている。一方的に振る舞う米国を相手に二国間関係を法の

支配の下に維持することは可能だろうか。すでに、安保条約の条文はほとんど無視されて米国の好きなように運用されている。1996年の日米安保共同宣言では、CTBT促進を両国の共通目標にした。米国は何の相談もなくCTBT死文化を発表した。

日米安保条約前文で、両国が「すべての国民、すべての政府とともに平和のうちに生きる」願望を共有した。しかし、米国は公然と違った国になろうとしている。

核兵器廃絶の要求が、日米安保関係の最前線に躍り出るべきときである。



INESAP情報誌NO.18(2001年9月)より、6ページ参照。

2002年 核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

1月21日 - 3月29日 第一会期
5月13日 - 6月28日 第二会期
7月29日 - 9月13日 第三会期

NPT再検討会議準備委員会

4月8日 - 19日 ニューヨーク

国連軍縮諮問委員会

1月30日 - 2月1日 ニューヨーク

国連ミサイル問題政府専門家パネル

4月1 - 5日、7月 ニューヨーク

BWC(生物兵器禁止条約)第5回再検討会議(再開)

11月11日 - 22日 ジュネーブ

第8回ARF(ASEAN地域フォーラム)

7月 ブルネイ

第57国連総会

9月10日開会

米のABM条約脱退
通告関連資料

4~5ページ

小泉首相は年頭の記者会見で「国民に不安と危害を及ぼさないような体制を法的な面でも、現実の各省庁の対応でもしっかり整備しておくことが政治の責任だ」とのべ、次期通常国会に有事法制を提出する考えを明らかにした。もとより予測された流れではあった。

森首相施政方針演説(01.1.31)「有事法制は必要であります。検討を開始してまいります。」小泉首相所信表明演説(01.5.7)「治にいて乱を忘れず、は政治の要諦であります。有事法制について検討を進めてまいります。」中谷防衛庁長官就任会見(01.6.14)「総理から有事法制の検討を進めるよう命題を与えられました。」これら発言をきけば、政府の意思はとうに読み取れていた。また「9.11事件」から「第2次不審船」にいたるメディア・コントロールが、有事法制のため最大限に活用されたことも記憶に新しい。「外の脅威」で「内を固める」戦略である。首相の年頭発言は、その仕上げだといえる。

冷戦終結以降、自衛隊活動と安保協力の場を海外にひろげる過程は、つぎのような新任務設定および法的枠組みの拡大をたどりながら、有事法制の基盤をつくってきた。

自衛隊法第99条の拡大解釈(91年)

機雷除去活動。湾岸戦争後ペルシャ湾で実施。

国際緊急援助隊法改正(92年) 国外の災害救援に自衛隊参加へ。ホンジュラス、トルコ、インドで実施。

PKO協力法制定(92年) 国連平和

地平線

(エッセイのコラム)

有事立法は非核地帯設置への死亡宣告でもある

前田哲男(ピースデポ理事)

維持活動への参加。カンボジア、ルワンダなどで6件実施。

在外邦人等の輸送任務(94年) 改正自衛隊法に新設追加。カンボジアとインドネシアでの緊急事態に現地待機、実動に至らず。

PKO協力法1次改正(98年) 武器使用要件の緩和。正当防衛射撃から上官の命による「組織的発砲」が可能に。

周辺事態法制定(99年) 「新ガイドライン」にもとづく日米安保協力のアジア・太平洋に向けた拡大。「後方地域支援」の新たな活動。

テロ対策特別措置法制定(01年) アメリカの「対テロ戦争」への協力。インド洋で実施。

PKO協力法2次改正(01年) 本隊業務(歩兵任務)の凍結解除、武器使用対象を拡大。03年派遣の東ティモールPKOより適用。

これほど国外に軍事力を押しだして

いけば、それをささえる国内の人的・物的・精神的基盤が不可欠となるのは明らかだ。海外進出と有事法制はコインの裏表の関係にある。防衛庁はすでに以下の区分で有事法制研究を行ってきた(*は防衛白書に中間報告記載)。

第1分類 自衛隊法第103条(従事命令、物資収用命令)に盛り込む内容の検討*

第2分類 他省庁所管の法令について、自衛隊の行動の円滑を確保する法律の改正*

第3分類 有事における住民避難、船舶・航空機の確保、捕虜取り扱いなど新規立法。

また「新ガイドライン」で合意された以下の「対米周辺事態協力」も新法を必要とする。

日本は、(在日米軍に対する)施設・区域の追加提供を適時かつ適切に行なうとともに、米軍による自衛隊基地の使用及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(対米)後方地域支援を行なうに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

こうみていくと有事立法の構造は、インド洋(テロ対策特別措置法)～アジアの海(周辺事態法)～日本の排他的経済水域(不審船対処)、さらに国内一体に成り立っていると理解される。そこは「東北アジア非核地帯」の場でもあるのだから、つまり「非核の海」も危ない。

厚労省の措置は小手先

未済の在外被爆者補償を問う

中島竜美(在韓被爆者問題市民会議代表)

検討会報告と経緯

坂口厚生労働大臣の発議でつくられた「在外被爆者に関する検討会(以下「検討会」)」の報告書提出を受けて、昨年12月18日厚生労働省は対応策として来年度の予算概要を発表した。これは戦後初めてのことである。

そもそも「検討会」発足の契機は在韓被爆者の郭貴勲(カクキフン)氏が被爆者援護法の適用を求めて起こしていた裁判で昨年6月1日、大阪地裁が「治療を終えて帰国しても法的地位は失わず、

出国によって国側が健康管理手当を打切ったのは不当である」とする全面勝訴の判決を下したことにあった。

これに対して厚生労働省は大阪高裁へ控訴する一方で、在外被爆者対策の検討を7人の有識者(森巨座長)に委ねる形をとったのである。期間を年内に限り毎月一回公開で行なわれた。第二回に当事者の在韓・在米・在ブラジル被爆者代表を招請。第三回にはこれまで独自に医師団派遣等の支援を続けてきた広島・長崎両市長と、在米被爆者問題に

わしい袖井林二郎氏を招いてのヒヤリングもあった。広島・長崎に投下された原爆によって、日本人ばかりでなく被爆人口の約一割に及ぶ朝鮮人ほか多国籍の人びとが被害を受けていた事実を、戦後政治がこれまで一貫して黙殺してきただけに、この問題には根深いものがある。とくに東西冷戦と南北対立が交叉する十字路に立たされた在韓被爆者は、日韓条約で一切解決済みとする日本政府に対していち早く抗議の声を上げてきた。

当然の権利獲得への30年

最初にその壁を破ったのは、密航して病床から提訴した孫振斗(ソンジンドウ)氏の被爆者健康手帳(以下「手帳」)を求める裁判だった。この孫裁判は第一審の

福岡地裁での勝訴後、たちまち在韓をはじめ他の在外被爆者へ波及効果をもたらすが、実は同時期に「出国による法的地位の失権」を記した公衆衛生局長通達が出されていた(74年7月)、続いて第二審、最高裁でも勝訴した(78年3月)、とくに最高裁判決では初めて原爆被害をもたらした国の戦争責任が認められ、国家補償を求める国内の被爆者運動を力づけた。しかし、その後厚生大臣の私的諮問機関の基本懇(原爆被爆者対策基本問題懇談会)が「国民受忍論」を打ち出し、被爆者対策の新たな指針として登場

することになる。在韓被爆者対策としては5年間の「渡日治療」(81年~86年、計349人)と、盧大統領訪日時(90年)に海部首相が申し出た40億円の「治療支援基金」の拠出が行なわれたが、これもあと1、2年で底をつく。

冷戦終結後、アジア各地から日本政府に対する戦後補償要求の波が押し寄せるようになるが、国内では被爆50年(95年)に旧原爆二法(原爆医療法・同特別措置法)を一本化した現行・被爆者援護法が成立した。そこには福祉増進の名目で各種(手当)の上積みはあっても、他

の戦争被害者への影響をおそれる政府は「年金」制度の導入を認めようとはしなかった。

現行法制定後ようやく気運が高まり、それまで別行動をとってきた在韓・在米・在ブラジル被爆者は日本被団協の仲介で96年以降、共同して対政府交渉を行なうようになった。そうした中で前述の郭貴勲氏が裁判を起こし、すでに四半世紀を過ぎても今なお現行法に生き続ける件の「通達」をめぐって争い、日本から出国しても一度得た被爆者の権利はな

8ページ左上へつづく➡◆

米同時多発テロ年表 2001.12.1 ~ 2001.12.31 (日時は現地時間)

AIP = アフガン・イスラム通信、DOD = 国防総省、EU = 欧州連合、ISAF = 国際治安支援部隊、NATO = 北大西洋条約機構、WB = ホワイト・ビーチ

米国	日本	在日米軍	世界
<p>12/1</p> <p>5 大統領はボン合意を歓迎、と報道官。 5 国務長官、イラク攻撃に関して「大統領はまだ決めていない」と11日同様の発言。</p>	<p>2 海自補給艦「はまな」アラビア海で米艦船への洋上給油活動を実施。3日に2回目の補給。 3 外務省の宮原・中東2課長、北部同盟のアブドラ外相と会談。 3 空自、C130輸送機によるグアムへの米兵輸送業務を開始。 4 小泉首相、ウズベク首相と会談、ウズベクの米軍支持を評価。</p>	<p>1 グレグソン司令官、タリバン・アルカイダ掃討作戦に「在沖海兵隊は配備していない」が、「沖縄に隣接する地域、湾岸地域で他の警備任務に就いている」。 2 原潜ポーツマス、佐世保基地に寄港。5日に出港。</p>	<p>5 ボンのアフガン代表者会議、合意文書に調印し閉幕。暫定行政機構議長はカルザイ氏。 6 オマル師、カンダハル明け渡しに合意。ザイーフ元大使、「政治勢力としてのタリバンは終わった」。 6 韓国国会、輸送機など非戦闘要員の派兵を決定。 6 パ大統領、カルザイ氏と電話会談。暫定政権への協力表明。 6 国連安保理、ボン合意の完全履行を求める決議案を採択。 9 タリバン、ザブル州を明け渡し。「アフガンでのタリバン支配は完全に幕を閉じた」とAIP。</p>
<p>12/6</p>	<p>8 首相、日・EU定期首脳会議で「テロに関する共同宣言」発表。 10 日印首脳、テロ対策の対話つた共同宣言を発表。 10 中谷防衛庁長官、米国防長官と会談。米軍の攻撃拡大時の支援継続に条件を提示。</p>	<p>追加 10/8 駆逐艦オブライエン、緒戦の巡航ミサイル・トマホークによる攻撃に参加したと米CNNが報道。 11/11 原潜プレマートン、横須賀基地に寄港。17日に出港。 11/19 揚陸艦1隻、WBを出港。 11/20 原潜ポーツマス、横須賀基地に寄港。26日に帰港。 11/21 駆逐艦オブライエン、横須賀基地に帰港。</p>	<p>11 ブラヒミ代表、カブール訪問。 12 仏政府、ムサウイ被告に死刑を適用しないよう米に要請。 13 カルザイ氏、カブール入り。 14 EU首脳会談、一致して多国籍部隊派遣で合意。英仏独伊主体。「EU部隊」の表現には異論も。</p>
<p>12/11</p> <p>13 DOD、ビンラディン氏が事件を回想しているビデオを「新証拠」として公開。</p>	<p>11 アフガン復興NGO東京会議開催。13日まで。 12 海自掃海母艦「うらが」テロ特措法にもとづく被災民救援で、パ南部カラチに入港。</p>	<p>13 ミサイルフリゲート艦バンデグリフト、横須賀基地に帰港。 13 ミサイル巡洋艦ピンセンズ、勝連町WBに寄港。16日に帰港。</p>	<p>17 英・ブレア首相、多国籍部隊に最大1,500人派遣方針表明。 18 NATO国防相会議、国際テロに備え軍事力増強で合意。同日、加盟19カ国と口の合同理事会。 20 国連安保理、カブールにISAF派遣の決議案を全会一致で採択。</p>
<p>12/16</p> <p>16 ラムズフェルド国防長官、多国籍部隊に米は不参加の見通し。 17 カブールに米国連絡事務所設置。 17 フライシャー報道官、一連の炭疽菌が「米国内施設から出たようにますます見えてきた」。</p>	<p>20 閣議、22日発足のアフガン暫定政権の承認を決定。</p>	<p>18 ミサイル巡洋艦ピンセンズ、横須賀基地に帰港。</p>	<p>21 英口首脳会談、軍事行動拡大には米国は「主要な同盟国と相談すべき」。 22 アフガン暫定行政機構発足。 22 独連邦議会、ISAFに最大1,200人派兵を承認。 23 ザイーフ元大使、パに亡命申請。パ当局、認めず。1月5日、米軍が拘束。</p>
<p>12/21</p> <p>21 ブッシュ大統領、「来年は戦争の年になる」。 22 バリ発マイアミ行きアメリカン航空機で乗客が靴に仕掛けた爆弾を点火しようとして拘束。 25 イエメン軍が国内で実施しているアルカイダ掃討作戦に、米国が参加を求めている、とAP。</p>	<p>21 政府、アフガン復興会議の日本側議長に緒方貞子氏を内定。 21 防衛庁、テロ特措法にもとづく米支援で、海自補給艦2隻がアラビア海で、駆逐艦、ミサイル巡洋艦含む米艦船述べ12隻に補給を実施したと発表。 21 政府、カブール事務所開設、職員2人が駐在。 22 植竹外務福大臣、アフガン暫定政権発足式典出席。 22 政府、地雷撤去NGO支援で、パに調査団を派遣。 28 中谷長官、会見でテロ特措法に基づく英軍への洋上給油を検討中と発表。 31 海自掃海母艦「うらが」カラチから横須賀港に帰港。</p>	<p>21 原潜バツファロー、横須賀基地に寄港。29日に帰港。 22 ミサイル・フリゲート艦ゲアリー、WBに寄港。同日出港。 23 空母キティホークとイーゼス駆逐艦カーティス・ウィルバー、横須賀基地に帰港。司令官、空母艦載機のアフガン空爆参加、オブライエンのトマホーク発射を明言。 23 ミサイル・フリゲート艦ゲアリー、横須賀帰港。海自タグポートがテロ特措法に基づく入港支援。 24 原潜ソルト・レイク・シティ、横須賀基地に寄港。28日に帰港。</p>	<p>26 アルジャジーラTV、ビンラディン氏のビデオ映像放映。 28 ハビール暫定政権国防省報道官、空爆停止を米軍に要求したと述べる。30日、アブドラ外相は否定。 30 暫定政権とISAF、部隊展開の協定に仮調印。1月4日、本調印。</p>
<p>12/26</p> <p>27 国務長官、英口外相に電話、緊張する印パに「圧力」かけるよう求める。 27 ジュリアーニNY市長、退任会見で対テロ戦争に勝利宣言。 28 DODクラーク報道官、空爆続行方針表明。</p>			

ドイツ(ミハエリス外務省 報道官、12月13日)

独政府は、ABM条約の改正が合意されていればもちろんこれを歓迎したであろうが、今回の米の決定は、戦略核による脅威を削減する契機となる可能性もあると見ている。国際的な軍縮・軍備管理体制を強化するあらゆる努力がなされなければならない。

フランス(外務省コミュニケ、 12月14日)

米ロ二国間関係を越えて、新たな世界の中で戦略的安定を確保しつづける必要性は、皆にとつての課題である。このことは、特に、二国間及び多国間での、拘束力のある国際的規制・手段を必要とする。

日本(福田官房長官、12月14日)

我が国としては、冷戦後の安全保障環境の変化を踏まえ、新たな戦略枠組みの構築を探索するという、そういうブッシュ大統領の姿勢は理解をいたしております。で、我が国としてさらに新たな戦略枠組みの構築が軍備管理、軍縮、それから不拡散努力を含む国際的な安全保障環境の向上に資するという形で進められて、世界の平和と安全が確保されるということを期待いたしております。そういうような観点から、我が国として引き続き米国と緊密に協議をしていきたいと思っております。こういう発表をされているいろいろなことを考える向きがあるかと思えます。しかし、そういうような米国との協議とかいうようなものを通じまして、米国の意図をこれを正確に理解し、そして、そのことが今後の核軍縮といったようなものに最終的には繋がっていくというようなことになればよろしいわけで、我が国としても引き続きそういうような努力をしていくという立場にあると思えます。

ブッシュ声明

2001年12月13日 国土ミサイル防衛に関するブッシュ大統領の発言

おはようございます。ちょうど今、国家安全保障会議の会合を終えたところです。私たちは、私が、わが友人であるウラジミール・プーチン大統領と何カ月もの間たくさんのお話を重ねて議論してきたことについて検討しました。それは、アメリカが1972年のABM条約を越えて進んでいくことの必要性についてです。

今日、私は、条約にしたがって、約30年前のこの条約からアメリカ合衆国が脱退することを、ロシアに正式に通告しました。私は、ABM条約は、わが国民を将来のテロリストやならず者国家のミサイル攻撃から守るための方法を開発しようとするわが政府の能力を妨げるものであるとの結論に達しました。

1972年のABM条約は、合衆国とソビエト連邦との間で、きわめて違った時代に、まったく違った世界の中で署名されました。もう一つの署名国であるソビエト連邦は、もはや存在しません。かつて両国をして何千もの核兵器を互いに向けて一触即発の警戒態勢に置かせた敵対関係もまた、もはや存在しません。その時の厳然たる理論は、相手方が反撃をして双方が破壊されることを双方が知っているがゆえに、双方とも核攻撃を発射しないというものでした。

今日、9月11日の事件がすべてをきわめて明確にしたように、私たち両国にとってのもっとも強大な脅威は、お互いからや世界の他の大国から来るのではなく、警告なく攻撃してくるテロリストや、大量破壊兵器を追求しているならず者国家からやって来るのです。私たちは、テロリストやその支援者たちが、ミサイルによって私たちの戸口に死と破壊を運んでくる能力を追求していることを知っています。そして私たちは、このような攻撃に対して効果的な防衛を開発するための自由と柔軟性を持たなくてはなりません。

アメリカ国民を防衛することは、最高司令官としての私の最優先課題であります。

私は、私たちが効果的な防衛を開発することを妨げるような条約の下に合衆国を置き続けることを許すことはできないし、許しません。同時に、合衆国とロシアは、新しい、もっと希望にあふれた建設的な関係を発展させてきました。私たちは、相互確証破壊を相互協力に置き換えようとしているのです。

リュブリャナに始まり、ジェノア、上海、ワシントンそしてクロフォードでの会合と続いて、プーチン大統領と私は、新しい戦略的枠組みの共通基盤を発展させました。ロシアは、自由市場と民主主義への過渡段階にあります。私たちは、ロシアと合衆国との進行中の経済協力を誓約するとともに、ロシアと、NATOのわがパートナーたちとの間の新しい盟約を誓約しています。

NATOは、20カ国での共同行動の機会を探り追求する意志を明確にしてきました。私は、モスクワを訪問して、現在の政権を超えて長く続くような、来る将来への平和の基礎をなす新しい戦略的枠組みを表明する公式な方法を探るための議論を継続することを楽しみにしています。私たちはすでに、反テロリズムの戦争に世界が結集する中で、緊密に協働しています。

私は、プーチン大統領が、アフガニスタンのアルカイダ・ネットワークを壊滅するための私たちの戦いに、重要な助言や協力をしてくれていることをたいへんに評価しています。私は、ロシアの攻撃的核兵器を削減するという彼の誓約を評価しています。

私はあらためて、作戦配備の戦略核兵器を1,700から2,200の間まで削減することを誓約します。プーチン大統領と私は、条約脱退の私の決定が、いかなる意味でも、私たちの新しい関係やロシアの安全保障を害するものではないということにも合意しています。

プーチン大統領がクロフォードで述べたように、私たちは根本的に異なる関係への途上にあります。冷戦は遠く過去のもので、今日私たちは、その最後の痕跡から立ち去るのです。しかし、今日は過去を振り返る日ではありません。

今日は、希望を持って前を向き、ロシア人、アメリカ人そして世界全体のさらなる繁栄を期待する日なのです。

ありがとうございました。

ニュージーランド(ロブソン軍縮・軍備管理相、12月14日)

私たちは、ABM条約は核軍縮にとって不完全な条約だと認識してきたが、現在の私たちの懸念は、米国の決定が、21世紀の技術を基礎にした、地上と宇宙における新しい形の軍備競争を予見させるものであるということだ。重要なのは、すべての核保有国が、核不拡散条約(NPT) - - それは、核保有国に保有核兵器の廃絶を要求している - - を通じて軍縮・軍備管理措置を積極的に強化することである。それによって私たちは、核兵器の恐怖を永久になくすることができる。

ABM条約 脱退 米、口、世界

2001年12月13日、米国政府は、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)から脱退することをロシアなど各締約国に通告した。通告の内容、脱退の発表、日本を含む各国の反応をまとめた。(訳:ピースデポ)

中国(章啓月外務省副報道官、12月13日)

マイナスの結果を生むことを懸念する。慎重に行動することを希望する。米国がどのような行動をとろうとも、中国は国際軍備管理、軍縮システムの維持と、世界の戦略的な安定のための自らの努力を続ける。

プーチン声明

2001年12月13日

ABMに関するプーチン大統領の声明

今日、アメリカ合衆国政府は、同国が6カ月前の通告を行い1972年のABM条約から脱退すると発表した。条約は確かに、異常な事態の下で脱退する権利を各締約国に与えている。

米国指導部はこのことについて繰り返し述べてきたので、今回の措置は私たちにとって驚きではなかった。しかしながら、私たちはこれはまちがいだと考える。知られているとおり、ロシアは米国同様、他の核保有国とは違って、ミサイル防衛を貫通する能力を持った効果的なシステムを長く保有している。

それゆえ、米国大統領によるこの決定はロシアの国家安全保障への脅威にならないと、私は完全な確信をもって言うことができる。同時に、我が国は、ABM条約から共に脱退しようという米国が繰り返してきた提案に対して同意せず、条約の保持のためになしうことすべてを行ってきた。

私は今でも、このような態度が正しく、確かな基礎をもったものである信じている。ロシアは何より、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野での国際的な法的基盤の保持と強化への懸念を持ってきた。

ABM条約は、この分野における法システムの基盤の一つである。このシステムは、過去数十年間にわたる共同の努力によって創造されてきた。私たちは、近代の世界的発展の論理は、確かな行動の論理を要求していると信じる。今や、世界が新たな脅威に直面しているときに、戦略的安定の分野において法的な真空状態を許してはならない。

私たちは、大量破壊兵器不拡散の体制を壊してはならない。私は、二国間関係の現在のレベルは、単に保持されなければならないのみならず、できる限り早く戦略的関係の新たな枠組みを作り上げるために利用されなければならないと信じる。

ミサイル防衛問題に加えて、現在の状況下でとりわけ重要なことは、戦略的攻撃兵器をあるレベル - - 各国1,500から2,200の核弾頭というレベルが妥当であると私たちは信じているが - - まで、急進的に、不可逆的に、かつ検証可能な形でさらに削減するとの合意を法的な文書にすることである。

結論として、私は、ロシアが、戦略的安定と国際的安全保障の強化に向けて、世界的問題に関して原則に従った道筋を引き続き堅く歩み続けることを表明したい。

脱退通告

2001年12月13日にロシア、ベラルーシ、カザフスタンおよびウクライナに送付された外交文書

アメリカ合衆国大使館は、謹んで、アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦(USSR、ソビエト連邦)との間で1972年5月26日にモスクワで署名された対弾道ミサイルシステム制限条約に言及いたします。

条約第15条第2項は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、各締約国はこの条約から脱退する権利を有すると定めています。合衆国は、この条約が、1991年に消滅したソビエト連邦との間で結ばれたものであると認識しています。それ以来、私たちはロシアとの間で、敵対的ではなく協調的な新しい戦略的な枠組みを結びととも、旧ソビエト連邦のほとんどの国々と強力な関係を築きつつあります。

条約が1972年に発効して以来、数多くの国家および非国家の主体が、大量破壊兵器をすでに取得または積極的に取得しようとしています。これらの主体の中に、合衆国に対してこれらの兵器を使用する準備をしているものがあることは明らかであり、また、最近証明されたことでもあります。さらに、数多くの国家が、大量破壊兵器の運搬手段として、長距離弾道ミサイルを含む弾道ミサイルを開発しています。これらの事態は、合衆国の領土および安全保障への直接的な脅威となっており、その至高の利益を危うくしています。結果として、合衆国は、合衆国領土、領土外の合衆国軍、および友好国と同盟国を防衛するための、対弾道ミサイルシステムを開発、実験および配備しなければならないとの結論に達しました。

条約第15条第2項にしたがって、合衆国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認定しました。それゆえ、条約第15条第2項によって与えられた条約からの脱退の権利を行使して、合衆国はここに条約からの脱退を通告します。条約の規定にしたがって、脱退はこの通告の日から6カ月後に効力を発生します。

カナダ(クレティエン首相、12月14日)

米口は、再び会って、双方の核兵器削減とともに、(ABM条約に)代替するものを見出すものと思われる。私は、彼らが解決策を見出すことを希望している。

ル(国連、政治問題上級職員)、サムスン・リー(李三星)(韓国カトリック大学)などが含まれていた。

ロシアからの参加予定者が個人的な事情で直前に来られなくなったのは残念であった。また、北朝鮮からの参加も予定されていたが、直前にキャンセルになった。

プログラム

会議の詳細を報告する紙面はないので、まず会議の流れを紹介しておく。

第一日目は、共催者からワークショップの目的の説明があったのち、ミサイル防衛と宇宙兵器に関する推進側の概略的な状況報告がなされた。また、ミサイルに関する軍備管理(ABM条約を含む)とミサイル軍縮について歴史と現状を概観した。

第二日は、大部分の時間を、米ブッシュ政権のMDの分析に当てられた。中国の研究者たちが、次から次へと壇上に立った。夕方のセッションが、東北アジアの現状分析に当てられ、筆者を含む日、韓、中の発言で組み立てられた。

三日目は、今後のミサイル管理、ミサイル軍縮、核軍縮との関連がテーマであった。午後には、核軍縮、国際的ミサイル管理・ミサイル軍縮、宇宙兵器禁止、東北アジアを主題とする四つの会場に分散して、合意点を文書化することになった。中国からの多数の参加者を含めて合意文書を作成することは、極めて意味があると考えられたからである。分散会議で作成した草案は全体会議で討論された。このようにして生まれた結論が、次ページ囲みの文書である。

以下には、筆者が印象深く感じたいいくつかの話題を述べる。

ブッシュ計画の真意

フォルスバーグ博士は、膨大な資料を駆使して朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)と米国とのミサイル交渉の経過を分析し、クリントン政権が北朝鮮とのミサイル交渉でほぼ成功しつつあったことを知りつつ、ブッシュ政権はその努力を中止した。そして、北朝鮮のミサイルの脅威を存続させMD必要論の根拠の保存を図った、と論じた。そのあと、「それほどまでにして、なぜブッシュはMDを推進するのか」という質問が出され、興味深い

ワークショップ発言風景:左からシェン・デイン(中国)、イエ・ルアン(中国)、ユルゲン・シェフラン(独) 2001年11月30日、復旦大学アメリカ研究センター

報告

上海ワークショップ

2001年11月30日～12月2日

「ミサイル防衛を超える」

主催:INESAP(拡散に反対する科学技術者国際ネットワーク)
NAPF(核時代平和財団)
復旦大学アメリカ研究センター

梅林宏道

INESAPが中心となって、上海で会議を行うのは今回が2度目である。1997年の会議は「核兵器のない世界」がテーマであり、そのときも筆者は参加する機会に恵まれた(本誌53号に報告)。4年後、軍縮をめぐる世界の状況ははるかに悪くなっていった。米国のミサイル防衛計画がその最大の元凶であり、悪影響がもっとも懸念されるのが中国である。その意味でミサイル防衛をテーマとした今回の上海会議は、前回以上に場所を得た開催であった。以下に、私の関心にそって報告する。

ワークショップの目的

INESAPは科学技術者のネットワークとして、以前からミサイル防衛に対する批判に取り組んできた。そして、ブッシュ政権によるミサイル防衛(MD)計画の新展開に直面して、2001年3月、米国の核時代平和財団とともに共同プロジェクト「ミサイル防衛を超える」を発足させた。その主要な目的は、次の2点である。

ミサイル防衛に関する国際論争と政策決定の過程に対して科学的根拠をもった提案を行う。

国際的安全と政府レベルや非政府レベルの協力を強化するための考え方や計画を促進する。

共同研究打ち上げのワークショップを2001年3月19日～21日、サンタバーバラで行ったのち、当面地域ワークショップを2箇所で行うことになった。その第一回が上海における東北アジア・ワークショップであり、第二回が2002年夏にベルリンで開催予定のヨーロッパ/ロシア・ワークショップである。

参加者

参加者の総数は33名、その内訳は中国人19(非軍人14、軍人5)、米7、独3、英、日、韓、国連各1であった。中国人の一人はニュージーランドに活動の本拠をおいている。

参加者の中にはプロジェクト代表のユルゲン・シェフラン(独、数学者、INESAP)、核時代平和財団代表のデイビッド・クリーガー(米)、復旦大学で受け入れ側責任者であったデイン・リ・シェン(沈丁立)(物理学出身、軍備管理)、ランダル・フォルスバーグ(米、防衛・軍縮研究所所長、80年代米核凍結運動の指導者)、ランディ・リデ

意見交換があった。

フォルスバーグが「その問いを自分に問い続けてきたが、答えが出ない」と応えたのが強く印象に残った。MD開発には、欠点や困難が多すぎる。中国を崩壊させる、宇宙支配、軍産へのボーナスなど、言われていることが多々あるが、彼女の調査ではどの説明にも納得できていないようであった。

FAS(全米科学者連盟)安保問題主任のロバート・シャーマンは自説を述べた。「MDの標的は民主党である。」彼もまた問題の歴史をフォローしている一人の専門家であるが、ブッシュMDの動機が「本質は国内政治である」と断じた。米国民の「食いつきのよい言葉」として、「新しい千年期」「冷戦枠組みからの完全脱却」「ミサイル防衛」と民主党を凌駕する大きな図柄を描いて国民を惹きつける道具だ、とシャーマンは説く。

中国は所詮核軍拡?

中国からの参加者に筆者がぜひ聞いてみたいと思っていた質問が話題になった。米国のMD計画があるとなかろうと中国は核兵器の増強を図っているのであって、中国はMDを口実にしているに過ぎない、という見解について、中国の研究者の反応を知りたかった。日本の外務省などが口にする見解である。

一人の明晰な回答は、「中国の核戦力の目的は、米国の核攻撃に対して報復能力を持つ」ことに限る。そのためには米国の先制攻撃に対して「生き残り」可能性を強化しなければならない。したがって、潜水艦発射ミサイルの開発は必要だが、多弾頭(MIRV)化は不必要だし、米国の警戒心を増すだけでありマイナスである、というものであった。MIRVについての見解は初耳であり他の中国研究者にも聴いて回った。「中国の指導者が余程愚かでない限り、MIRV化はない」と全員が答えた。

MDに対してはMIRVが有効なので、この議論は重要である。

米口の大幅核削減?

ブッシュの1700~2200弾頭への削減提案には弾頭の数え方の変化が隠されていて、米提案の本質は2200弾頭だと、シャーマンが説明した。このことは、すでに本誌の前々号で紹介した。その後、こ

資料

上海ワークショップ

2001年12月2日

「ミサイル防衛を超える」の結論

上海ワークショップは次の結論に到達した。

核軍縮と核兵器のない世界

完全廃棄に至るよう核兵器の急激な削減が緊急に必要である。とくに、戦術核兵器の迅速な廃棄と軍の計画における核兵器への依存の終結が必要である。すべての核兵器国は、他の核兵器国に対しては第一不使用(先制不使用)の教義を宣言し、非核兵器国に対しては不使用の誓約を行うべきである。すべての核兵器国は、CTBT批准、ABM条約の維持・強化、START交渉の完成など、NPTによる核軍縮義務を履行すべきである。

国際的なミサイル管理・軍縮

弾道ミサイルの開発を中止するため、そして交渉の時間を稼ぐために、直ちに行うべき手段として、弾道ミサイルの飛行実験禁止を宣言すべきである。弾道ミサイルが、世界の重要地域において不安定と不安全を生み出している以上、弾道ミサイル禁止地帯など、ミサイル管理のための地域イニシアチブを打ち出すことが重要である。ミサイル競争を阻止することは、より広範な安全保障の枠組みを創出するという文脈において反弾道ミサイルの普遍的規範を確立する過程を開始することに

よってのみ可能である。

宇宙兵器の禁止

宇宙の兵器化は不安定を作り出し、人類の利益に合致しない。国際社会は宇宙兵器を禁止する条約を交渉し締結するよう迅速に行動すべきである。弾道ミサイル防衛と宇宙の兵器化の間には内在的な連関がある。したがって、ABM条約はより包括的な条約がとって替わるまで保持されるべきである。直ちにとるべき手段として、国際社会は、弾道ミサイル防衛システムと宇宙兵器の開発・試験を一時停止する宣言を行うべきである。

東北アジアの地域安全保障

弾道ミサイル防衛システムの東北アジアへの導入は、ミサイル拡散による脅威を悪化させるだけである。我々は、地域のすべての政治主体が協調的な方法で共通の安全保障問題に対処することを要請する。東北アジアの緊張の削減のために、国際社会は南北朝鮮の統一を促進するための朝鮮半島平和プロセスを再活性化すべきである。地域のすべての政治主体は、東北アジアの弾道ミサイル防衛システムの開発・配備に参加するべきではない。(注:米のABM条約脱退通告以前の文書)

数百の数、数え方だけで違いが出るのであり、大幅削減といえども、クリントン、エリツインがSTARTとして合意していたものと変わらない。

若い中国の軍縮研究者たち

97年の印象記で、中国に女性の軍縮研究者が多いことに感銘したことを書いた。今回、30代、40代が主力になって軍備管理、軍縮の論陣を張った中国の研究者の若さと数に強い印象を受けた。また一方で、彼らの発表内容に中国独自の情報が乏しいことも、負の側面として印象づけられた。

日本で現実世界を論じる若い軍縮研究者が極めて少ない。中国は核武装国なので国際関係のなかで必然的に軍備管理・軍縮研究者が必要になるという事情があるだろう。しかし、それならば憲法9条を持つ日本が、それを基礎とする現実的な軍縮論と若い研究者がなぜいないのだろうと考えさせられる。

パワー・ポイントを使って発表するウ・チュンシ(中国)

の議論の出典は『ニューヨーク・タイムズ』にあることを、筆者はシャーマンから確かめることができた。二つの記事があった。一つには、「検査中あるいは手直し中の弾頭が常時数百個あり、それを除外している」と述べ、もう一つには「オーバーホール中の潜水艦や爆撃機に搭載の数百個の核弾頭を除外している」とあり、説明はやや異なる。いずれにしても、

くならないことを明らかにしたのである。思えば旧「原爆医療法」の入り口に風穴をあけた孫裁判から始まって、「出国による失権」とされてきた法の出口を郭裁判が突き破り「被爆者はどこにいても被爆者」であるという当然の権利を獲得するまでに、30年の年月を要したことになる。

「渡日治療」に限界

「検討会」報告書には委員各氏が共通認識として「内外格差の是正」を主張、医療給付に代る「手当」支給の必要性も提案されている。また、法の整備では意見が分かれ結局一本化されないまま各論併記に終わっている。

では厚生労働省発表の中味はどうか。当面の対応として推定5,000人を対象に予算5億円を計上、来日して「手帳」を取得するための旅費の補助、滞在中

の医療機関への斡旋等独自に「渡日治療」中心の計画を打ち出した。しかも「手帳」は国内のみ有効とする新たな法令整備をするという。これでは単に来日時の門戸を拡げただけで過ぎず、すでに70歳を越えて現地での援護を切に願う多くの在外被爆者にとっては絵に描いた餅である。本気で国が手を差しのべるつもりならば、先ず実態調査を行なって当事者の声を聞くべきであろう。

法の枠外で小手先の措置をとろうとしている厚生労働省に、この際猛省を促したい。

郭裁判と同じ趣旨で争っていた在韓被爆者の李康寧(イガンニョン)氏が長崎地裁で勝訴した。これに対する国側の態度は1月7日現在まだ未定だが、関連した裁判が大阪と長崎でなお進行中である。(編集部注:1月8日、国は福岡高裁に控訴した。)

未臨界実験

「オーボエ7」実施

米国エネルギー省(DOE)は、2001年12月13日、ネバダ核実験場で未臨界実験「オーボエ7」を実施した。DOEの国家核安全保障管理局(NNSA)が発表した。通算で15回目。オーボエ8(第149号)と7が、順序が逆に実施された。オーボエ7は、ローレンス・リバモア国立研究所による一連のオーボエ・シリーズの最後に当たる。2002年には、ロスアラモス国立研究所による実験が開始されるとされている。当初DOEは12月12日に実施と発表していたが、1日延期して実施された。12月14日付『ラスベガス・レビュー・ジャーナル』によると、警備会社職員の労働条件改善要求ストによって、実験の最終準備が遅れたとNNSAのデイビッド・モーガン報道官が述べている。

日誌

米国同時多発テロ年表は3ページ。
2001.12.16 ~ 2002.1.5

(作成:川崎哲、中村桂子)

ABM = 対弾道ミサイルシステム、G8 = 主要8カ国、MIRV = 多目標弾頭、SAARC = 南アジア地域協力連合

- 12月16日 インド警察、13日のニューデリー国会襲撃事件にバが関与との見解。バ側猛反発。
- 12月17日 口大統領、MIRV化「当面行わず」
- 12月17日 北朝鮮赤十字、日本人「行方不明者」消息調査中止を発表。
- 12月17日 ボーレン米國務次官、ABM条約脱退について中国外務省に説明。
- 12月17日 米国防長官、口外相会談。1月から戦略核削減実務者協議開始で合意。
- 12月18日 民主党憲法調査会、9条と前文見直し、PKO全面参加など中間報告に例示。
- 12月20日 米口首脳、電話会談。ブーチン大統領、「米脱退は口の安全保障に何ら影響しない」
- 12月21日 印、駐バ大使召還決定と発表。
- 12月22日 午前1時過ぎ、奄美大島沖、国籍不明の不審船。海上保安庁の巡視船「いなさ」などが威嚇射撃、銃撃戦、午後10時過ぎ不審船沈没。
- 12月24日 小泉首相、不審船事件を受け、必要な法整備や装備の充実の検討を指示。
- 12月24日 口大統領電話会談、ABM問題等。
- 12月25日 田中外相、「台湾問題も香港のようになる」と発言。
- 12月25日 ムシャラフ・バ大統領、「あらゆる挑戦に打ち勝つ準備ができています」
- 12月26日 長崎地裁、李康寧さんへの未払いの被爆者援護手当100万円支給を国に命じる判決。(本号参照)

- 12月26日 北朝鮮国営朝鮮通信、不審船事件を初めて報道、「重大な謀略劇、挑戦だ」
- 12月27日 印バ、相互に外交制裁措置決定。
- 12月27日 フェルナンデス・印国防相、カシミールの戦闘態勢が「3日以内に整う」
- 12月28日 小泉首相、有事法制は「包括的」
- 12月28日 G8外相、印バ緊張に「深い憂慮」表明する共同声明。
- 1月4日 小泉首相、年頭会見で有事法制について「通常国会で真剣に議論したい」
- 1月5日 SAARC首脳会議で印バ首脳、握手。

沖縄

- 12月18日付 浦添市キャンプ・キンザー内で発見された不発弾を米軍が住民に知らせず爆破処理していたと判明。
- 12月20日 県議会と那覇・浦添両市議会本会議、那覇軍港管理組合承認案をそれぞれ可決。
- 12月21日 在沖海兵隊、キャンプ・ハンセン内に対テロ特殊訓練施設の建設を計画と明言。
- 12月21日 那覇防衛施設局、普天間飛行場の契約拒否地の強制使用手続きに着手。
- 12月21日 日米合同委、北谷町キャンプ桑江の一部返還(01.12.31予定)の延期を承認。
- 12月24日 閣議、内閣府沖縄部局02年度予算案決定。前年比8.7%減。産業振興費15倍伸び。
- 12月26日 政府と県、名護市による実務者連絡調整会議、キャンプ・シュワブ内ヘリポートの普天間代替施設への移設で米側と合意。
- 12月27日 普天間代替施設協議会第8回会合開催。建設位置のリーフ上で基本合意。軍民共有を確認。岸本名護市長、規模の縮小を要望。稲嶺知事・岸本市長とも、15年期限を強く要求。
- 12月28日 稲嶺知事、田中外相に普天間代替基地15年使用期限を要請。外相、「難しい」
- 1月5日 北谷町で米軍属子弟が窃盗で逮捕。外務省沖縄事務所、米側に再発防止申し入れ。

今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイルシステム
- BWC = 生物兵器禁止条約
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- DOE = 米国エネルギー省
- NATO = 北大西洋条約機構
- NPT = 核不拡散条約
- NNSA = 国家核安全保障管理局
- MD = ミサイル防衛
- MIRV = 個別誘導複数目標弾頭
- PKO = 平和維持活動
- START = 戦略兵器削減条約

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。)

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

- 事務局 <office@peacedepot.org>
- 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
- 川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
- 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳樹子、津留佐和子、中島竜美、前田哲男、村上由美、梅林宏道